

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年12月24日
【中間会計期間】	第5期中(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥田 楯彦
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益(百万円)	388,173	429,578	348,263	920,314	806,771
経常利益(百万円)	20,922	10,191	20,185	11,623	10,305
中間(当期)純利益(百万円)	11,799	6,118	9,993	7,655	5,806
純資産額(百万円)	143,997	143,171	151,372	137,153	141,510
総資産額(百万円)	630,595	584,931	791,242	626,717	698,001
1株当たり純資産額(円)	1,440.69	1,461.18	1,563.48	1,396.63	1,458.34
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	124.20	64.40	105.19	80.58	61.12
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	21.7	23.7	18.8	21.2	19.8
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	63,521	11,858	43,556	9,448	87,431
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	6,767	11,323	11,984	15,929	19,907
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	34,970	12,594	86,014	21,561	92,785
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(百万円)	50,294	46,020	97,715	81,795	67,241
従業員数(人) <外、平均臨時雇用者数>	10,898	11,967	12,138 <1,253>	11,174	11,957 <1,221>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であります。

4. 臨時従業員数を<>で外書きし、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満の連結会計年度又は中間連結会計期間においては、臨時従業員数の記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益(百万円)	379,341	420,952	338,165	903,520	789,584
経常利益(百万円)	17,922	8,956	17,223	7,723	5,448
中間(当期)純利益(百万円)	10,185	5,389	8,117	5,487	3,208
資本金(百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数(千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額(百万円)	133,192	133,883	139,820	128,494	131,703
総資産額(百万円)	610,759	567,011	774,597	609,400	681,693
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	21.8	23.6	18.1	21.1	19.3
従業員数(人)	2,580	2,588	2,547	2,568	2,559

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	11,239
受託事業	<1,048>
S A ・ P A 事業	495
その他の事業	<175>
全社（共通）	404 <30>
計	12,138 <1,253>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を< >で外書きしております。
2. 高速道路事業及び受託事業、S A ・ P A 事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	2,547
---------	-------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、世界金融危機と世界同時不況による影響を受け、失業率が過去最高水準にあるなど景気は厳しい状況が続きました。景気の先行きについては、当面、雇用情勢が悪化するなかで、厳しい状況が続くとみられるものの、在庫調整の一巡や経済対策の効果に加え、対外経済環境の改善により、景気は持ち直しに向かうことが期待されています。一方では、生産活動が低い水準にあることから雇用情勢の一層の悪化も懸念され、世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクも存在しています。

このような事業環境のもと、当社グループが管理する高速道路においては、大型車種の通行台数は減少したものの、ノンストップ自動料金支払システム（ETC（以下「ETC」といいます。））の利用者を対象に、平成20年より政府の経済対策の一環として導入している高速道路利便増進事業の料金割引の実施により、普通車を中心とした小型車種の通行台数が大幅に増加し、通行台数は前年同期比で3.9%の増加となりました。高速道路事業の料金収入については、ETCの利用率が伸びたこと（利用率：当中間連結会計期間末月79.5%（前中間連結会計期間末月69.8%））や高速道路利便増進事業の料金割引を実施したことにより、前年同期比で16.9%の減少となりました。一方、高速道路建設事業においては、高速道路ネットワークの整備を着実に推進しました。

高速道路事業以外の事業については、SA・PAにおけるSA・PA事業を中心に展開しました。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が348,263百万円（前年同期比18.9%減）、営業費用が328,980百万円（同21.7%減）、営業利益が19,282百万円（同104.1%増）、経常利益が20,185百万円（同98.1%増）となり、法人税等を控除した中間純利益は9,993百万円（同63.3%増）となりました。

なお、事業の種類別セグメントの概要は次のとおりです。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定（以下「全国路線網協定」といいます。）」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定（以下「広島呉道路協定」といいます。）」、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定（以下「南阪奈道路協定」といいます。）」及び「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（以下「八木山バイパス協定」といいます。）」（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）並びに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

このうち、道路管理事業においては、「100%の安全・安心」と「CS（Customer Satisfaction：顧客満足）の向上」を目指し、お客様に満足いただけるサービス提供に努めました。より効率的で質の高いお客様サービスの提供を実現するため、高速道路の維持管理業務を担う当社出資の子会社（パートナー会社）15社と一体となった管理体制により、道路構造物の老朽化対応としての道路構造物等の補修や道路を良好に保つための清掃・点検などの維持管理業務を行いました。また、ETCの利用促進を図るとともに、高速道路利便増進事業の料金割引に加え、マイレージ割引、夜間割引などETCを活用した各種料金割引や、SA・PAのトイレの設備改善などを実施しました。なお、当社グループは、関西国際空港(株)から関西国際空港連絡橋（道路部分）を引き継ぎ、平成21年4月29日より維持管理業務を開始しました。

一方、道路建設事業においては、高速道路ネットワークの早期整備、安全で円滑な交通の確保及び利便性の向上を目指し、計画的かつ着実に推進しました。

その結果、営業収益は313,565百万円（前年同期比18.8%減）、営業費用については、高速道路利便増進事業の実施のための、機構への借料の減額等により298,011百万円（同21.5%減）となり、営業利益は15,553百万円（同126.3%増）となりました。

(受託事業)

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、中国横断自動車道尾道松江線などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（注）に係る高速自動車国道の新設（以下「直轄高速道路事業」といいます。）や一般国道1号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

直轄高速道路事業が縮小したことなどにより、営業収益は18,785百万円（前年同期比35.8%減）、営業費用は18,788百万円（同35.7%減）となり、営業損失は2百万円（前年同期は営業利益45百万円）となりました。

（注）高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(SA・PA事業)

SA・PA事業においては、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)及びテナント各社と協力し、SA・PAにおける更なるお客様満足の徹底を目指し、3S（清潔、接客、商品の選択）の改善と更なる徹底など、お客様に対する接遇のより一層の充実を図るとともに、ETC休日特別割引等による交通量増加に対応した施策を実施しました。具体的には、ハイシーズンにおける欠品防止、案内係員の配置、レジの増設、店内外のお休み処の増設、営業時間の延長などの施策、また、テナントと一丸となった清掃の強化、大型車両等の駐車場確保などを目的とした駐車場整理員配置の強化、SA・PAにおける道路案内業務の時間延長、携帯トイレの配布などを実施しました。

店舗改良等の設備投資については、厳しい社会情勢を鑑み、選択と集中による投資を実施することとしました。上記の結果、飲食・物販部門の売上は56,332百万円（前年同期比19.9%増）となり、ガステーションの売上はガソリン価格の下落等により17,944百万円（同5.8%減）となっており、SA・PA事業におけるテナント等の店舗売上は74,276百万円（同12.5%増）となりました。

営業収益は、ETC休日特別割引等の影響により、13,276百万円（同14.1%増）となり、営業費用は、ステーキホルダーへの還元（「お客様感謝DAY」の実施など）等により9,317百万円（同3.1%増）となり、営業利益は3,958百万円（同52.6%増）となりました。

(その他の事業)

その他の事業においては、福岡天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2ヶ所におけるトラックターミナル事業等で営業利益を計上しましたが、SA・PAにおけるトイレ改良などの収益還元の実施等により、当事業全体としては、営業収益は2,797百万円（前年同期比13.7%増）、営業費用は3,013百万円（同21.1%増）となり、営業損失は215百万円（前年同期は営業損失29百万円）となりました。

なお、当社グループの事業においては、上半期には安定した気候や長期休暇などが多いのに対し、下半期は冬の降雪などにより交通規制が発生することが多いことから、料金収入は上半期のほうが下半期より多い傾向にあります。また、冬期に実施する雪氷対策作業などから上半期よりも下半期に費用が多く計上される傾向にあります。このような影響を受け、当社グループの上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

ちなみに、当中間連結会計期間の業績は営業収益348,263百万円、営業費用328,980百万円、営業利益19,282百万円でしたが、前中間連結会計期間の業績は営業収益429,578百万円、営業費用420,128百万円、営業利益9,449百万円で、前連結会計年度の業績は営業収益806,771百万円、営業費用798,942百万円、営業利益7,828百万円であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益18,718百万円に加え、減価償却費8,684百万円の計上など資金増加要因があったものの、たな卸資産の増加額95,798百万円や仕入債務の減少額15,740百万円などの資金減少要因により、43,556百万円の支出超過（前中間連結会計期間は11,858百万円の支出超過）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、中間連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しておりません。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、料金収受機械、E T C装置等の設備投資12,178百万円等により、11,984百万円の支出超過(前中間連結会計期間は11,323百万円の支出超過)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入87,682百万円、道路建設関係社債(政府保証債及び財投機関債)の発行による収入54,795百万円による増加があった一方、長期借入金債務の返済31,278百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額30,000百万円を含みます。)、道路建設関係社債の償還25,000百万円(機構法第15条第1項による債務引受額)により、86,014百万円の収入超過(前中間連結会計期間は12,594百万円の支出超過)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、97,715百万円(前年同期比112.3%増)となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社は、機構との間で平成18年3月31日付で締結している協定のうち(平成18年4月1日施行)、全国路線網協定について、関西国際空港連絡橋(道路部分)の維持管理を関西国際空港(株)から引き継ぐため、平成21年4月16日付で一部変更しております。

また、当中間連結会計期間におけるお盆期間のE T C割引を実施するため、平成21年7月13日付で全国路線網協定、広島呉道路協定及び八木山バイパス協定を一部変更し、第4回国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て整備計画変更された暫定二車線区間の四車線化事業等を合併施行事業方式により実施するため、平成21年8月10日付で全国路線網協定を一部変更しております。

なお、暫定二車線区間の四車線化事業につきましては、平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて(平成21年10月16日閣議決定)により、執行が停止しております。

また、平成21年10月26日に国土交通省により発表された「年末年始の高速道路料金の割引に関する方針」に基づき、年末年始の割引期間を変更し、交通集中の分散化を図るため、平成21年12月2日付で全国路線網協定、広島呉道路協定及び八木山バイパス協定を一部変更しております。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業及び受託事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」、「事業の効率化(コスト削減、計画保全)に寄与するための技術開発」及び「地球環境の保全・地球環境との調和」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、339百万円であります。

また、当社、東日本高速道路(株)(以下「東日本高速道路」といいます。)及び中日本高速道路(株)(以下「中日本高速道路」といいます。)の3社は、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。なお、S A・P A事業及びその他の事業につきましては、特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在し、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による同日付の事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各事業年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります。かかる利益は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることに充当し、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基

づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借り受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借り受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業収益及び受託業務収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っております。

E T Cマイレージサービス引当金

当社グループは、E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループにおいては、平成17年10月1日の当社設立に際し、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき、原則として全ての固定資産を時価で評価しております。なお、当中間連結会計期間において、それら固定資産については減損の兆候が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

営業収益

当中間連結会計期間における高速道路事業にかかる営業収益については、高速道路利便増進事業の料金割引の実施等により、通行台数は増加したものの、313,565百万円（前年同期比18.8%減）となりました。受託事業の営業収益については、直轄高速道路事業を中心に18,785百万円（同35.8%減）、S A・P A事業の営業収益については、敷地内施設の賃貸料収入等により13,276百万円（同14.1%増）、その他の事業の営業収益については2,797百万円（同13.7%増）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業収益は、合計で348,263百万円（同18.9%減）となりました。

営業利益

当中間連結会計期間における高速道路事業にかかる営業費用は、高速道路利便増進事業の実施のための、機構への賃借料の減額等により298,011百万円（前年同期比21.5%減）となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に18,788百万円（同35.7%減）、S A・P A事業については、ステークホルダーへの還元等により9,317百万円（同3.1%増）、その他の事業については3,013百万円（同21.1%増）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業費用合計は、328,980百万円（同21.7%減）となりました。

その結果、当中間連結会計期間における営業利益は合計で19,282百万円（前年同期比104.1%増）となりました。その内訳は、高速道路事業が15,553百万円（同126.3%増）、受託事業が2百万円（前年同期は営業利益45百万円）、S A・P A事業が3,958百万円（前年同期比52.6%増）、その他の事業が215百万円（前年同期は営業損失29百万円）であります。

営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、受取利息56百万円（前年同期比50.3%減）、負ののれん償却額204百万円（同22.7%増）及び土地物件貸付料274百万円（同1.5%増）等の計上により1,012百万円（同0.5%増）、営業外費用は支払利息16百万円（同49.1%減）及び回数券払戻損52百万円（同188.2%増）等の計上により109百万円（同58.7%減）となりました。

経常利益

上記の結果、当中間連結会計期間の経常利益は20,185百万円（前年同期比98.1%増）となりました。

特別損益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益72百万円（前年同期比8.1%減）等の計上により95百万円（同49.6%減）、特別損失は前期損益修正損（過年度固定資産計上額修正損）1,476百万円（前年同期 百万円）及び固定資産売却損3百万円（前年同期比89.6%減）等の計上により1,562百万円（同836.2%増）となりました。

中間純利益

上記の結果、税金等調整前中間純利益は18,718百万円（前年同期比83.3%増）となり、これに法人税等8,732百万円（同109.7%増）及び少数株主利益 7百万円（前年同期は少数株主利益 69百万円）を控除した中間純利益は9,993百万円（前年同期比63.3%増）となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1)主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)がその他の事業に関する資産を取得したこと等により、当社グループの主要な設備となりました。当該主要な設備の状況は以下のとおりです。

平成21年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路 エンジニアリング中 国(株)	小郡IC自動 車整備セン ター他 (山口県山口 市他)	その他の事業	事務所等	37	2	135 (11)	5	181	5

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設の計画について、以下のとおり変更しました。なお、完了したものはありません。

平成21年9月30日現在

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグ メントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 出雲料金所他 15箇所	島根県出 雲市他	高速道路事 業	料金所設備等	19,085	5,199	自己資金	平成21年4月	平成22年3月

(注) 関西国際空港連絡橋(道路部分)の維持管理を関西国際空港(株)から引き継いだことに伴う変更です。

また、当中間連結会計期間において、新たに以下の重要な建設計画を策定しました。

平成21年9月30日現在

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグ メントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
西日本高速道 路エンジニア リング四国(株) 本社	香川県高 松市	高速道路事 業	事務所等	356	-	自己資金	平成21年4月	平成22年6月

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕並びに一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）の修繕等を通じ総額141,512百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額46,378百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等	帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）	
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで（改築）	平成21年9月	2,304
四国横断自動車道阿南四万十線	愛媛県四国中央市新宮町馬立から高知県長岡郡大豊町川口まで（改築）	平成21年9月	513
一般国道481号（関西国際空港連絡橋）	大阪府泉佐野市泉州空港北から大阪府泉佐野市りんくう往来北まで（新設）	平成21年4月	36,664
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕	平成21年6月 平成21年9月	6,812
一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）	修繕	平成21年9月	0
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧	平成21年6月 平成21年9月	83
合計	-	46,378	

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2．道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれておりません。

主要な道路資産に係る当中間連結会計年度の年間賃借料（注）は、全国路線網が380,889百万円、一の路線が3,430百万円、合計384,320百万円にそれぞれ変更されております。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

（注）1．これらの賃借料は、全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

2．当中間連結会計期間末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

3．当社及び機構は、平成21年10月26日に国土交通省により発表された「年末年始の高速道路料金の割引に関する方針」に基づき、年末年始の割引期間を変更し、交通集中の分散化を図るため、平成21年12月2日付で全国路線網協定、広島呉道路協定及び八木山バイパス協定の一部を変更しておりますが、年間賃借料に変更はありません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画について、当中間連結会計期間において下記のとおり追加・変更しました。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 （百万円） （注2）	既支払額 （百万円） （注3）	着手 （注4）	完了 （注5）
高速自動車国道中央自動車道西宮線	33,363	3,010 [1,730]	平成5年8月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	109,479	33,568 [-]	平成9年9月	平成27年3月
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線（注6）	188,991	31,978 [23,700]	平成3年10月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	67,021	17,050 [-]	昭和54年3月	平成33年3月

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手 (注4)	完了 (注5)
高速自動車国道中国縦貫自動車道	25,077	11,019 [-]	平成16年6月	平成28年3月
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	23,269	9,725 [1,379]	平成11年1月	平成24年3月
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線(注6)	310,031	45,330 [25,349]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	15,894	1,117 [2,082]	平成16年6月	平成26年3月
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線(注6)	44,263	- [1,067]	昭和48年9月	平成33年3月
一般国道481号(関西国際空港連絡橋)	37,988	195 [36,664]	平成21年4月	平成22年9月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に日本道路公団が着手した時期を記載しております。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しております。
6. 暫定二車線区間の四車線化事業に係る変更につきましては、平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて(平成21年10月16日閣議決定)により、執行が停止しております。
7. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の2連結会計年度において最大で64,275百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で25,488百万円に変更となりました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年12月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	95,000,000	95,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年9月30日	-	95,000,000	-	47,500	-	47,500

(5)【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	94,956,798	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,202	0.05
計	-	95,000,000	100.00

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,999,900	949,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	95,000,000	-	-
総株主の議決権	-	949,999	-

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】
(1)【中間連結財務諸表】
【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	26,031	54,555	30,881
高速道路事業営業未収入金	43,567	50,198	68,452
短期貸付金	4,029	33	33
有価証券	16,009	43,160	36,360
仕掛道路資産	235,611	387,349	292,317
その他	43,031	37,523	47,635
貸倒引当金	38	30	26
流動資産合計	368,240	572,789	475,653
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	63,187	65,224	66,181
減価償却累計額	10,121	12,544	11,560
減損損失累計額	91	90	119
建物及び構築物(純額)	52,973	52,588	54,501
機械装置及び運搬具	82,114	92,946	88,927
減価償却累計額	26,392	36,390	31,145
減損損失累計額	-	-	39
機械装置及び運搬具(純額)	55,722	56,555	57,741
土地	84,125	84,405	84,443
その他	11,952	13,707	13,684
減価償却累計額	3,768	4,887	4,243
その他(純額)	8,183	8,819	9,441
有形固定資産合計	201,005	202,369	206,128
無形固定資産	5,773	7,295	7,082
投資その他の資産			
長期前払費用	2,075	1,878	2,060
その他	2 7,948	2 6,736	2 7,025
貸倒引当金	618	489	576
投資その他の資産合計	9,405	8,125	8,509
固定資産合計	216,184	217,790	221,719
繰延資産	506	663	628
資産合計	1 584,931	1 791,242	1 698,001

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	53,392	52,486	56,992
1年内返済予定の長期借入金	466	144	467
未払法人税等	5,648	9,794	2,856
前受金	4,654	3,129	3,930
賞与引当金	4,171	3,917	3,414
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	309	229	264
回数券払戻引当金	204	213	223
その他	4 45,703	47,267	53,649
流動負債合計	114,551	117,183	121,798
固定負債			
道路建設関係社債	1 226,223	1 323,085	1 293,095
道路建設関係長期借入金	11,098	107,682	50,000
長期借入金	1,439	350	1,305
退職給付引当金	59,509	60,362	59,661
役員退職慰労引当金	185	197	186
ETCマイレージサービス引当金	7,320	6,699	6,648
負ののれん	6,302	-	7,649
その他	15,130	24,310	16,144
固定負債合計	327,209	522,687	434,692
負債合計	441,760	639,870	556,490
純資産の部			
株主資本			
資本金	47,500	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497	55,497
利益剰余金	35,866	45,547	35,554
株主資本合計	138,863	148,545	138,551
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	51	14	9
評価・換算差額等合計	51	14	9
少数株主持分	4,359	2,842	2,968
純資産合計	143,171	151,372	141,510
負債・純資産合計	584,931	791,242	698,001

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業収益	429,578	348,263	806,771
営業費用			
道路資産賃借料	238,525	179,635	468,516
高速道路等事業管理費及び売上原価	152,510	123,030	277,242
販売費及び一般管理費	1 29,092	1 26,315	1 53,183
営業費用合計	420,128	328,980	798,942
営業利益	9,449	19,282	7,828
営業外収益			
受取利息	113	56	212
受取配当金	11	3	23
負ののれん償却額	166	204	333
土地物件貸付料	270	274	538
消費税等納付差額金	-	104	-
持分法による投資利益	54	44	148
違約金収入	145	-	515
保険解約返戻金	-	-	481
その他	245	324	746
営業外収益合計	1,007	1,012	3,000
営業外費用			
支払利息	31	16	55
有価証券売却損	-	-	1
デリバティブ評価損	33	-	-
回数券払戻損	-	52	119
支払補償費	79	-	79
たな卸資産処分損	61	-	179
その他	59	40	88
営業外費用合計	266	109	523
経常利益	10,191	20,185	10,305
特別利益			
前期損益修正益	-	-	2 401
固定資産売却益	3 79	3 72	3 92
清算配当金	73	-	82
その他	36	22	133
特別利益合計	189	95	710
特別損失			
前期損益修正損	-	4 1,476	4 43
固定資産売却損	5 31	5 3	5 61
固定資産除却損	6 34	6 14	6 76
投資有価証券売却損	-	-	326
減損損失	-	-	68
過年度役員退職慰労引当金繰入額	64	-	-
その他	36	68	100
特別損失合計	166	1,562	676
税金等調整前中間純利益	10,214	18,718	10,339
法人税、住民税及び事業税	4,630	9,198	3,775
過年度法人税等	-	-	428
法人税等調整額	465	465	227
法人税等合計	4,165	8,732	4,432
少数株主利益又は少数株主損失()	69	7	100
中間純利益	6,118	9,993	5,806

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の要約連 結株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	47,500	47,500	47,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500	47,500
資本剰余金			
前期末残高	55,497	55,497	55,497
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	55,497	55,497	55,497
利益剰余金			
前期末残高	29,747	35,554	29,747
当中間期変動額			
中間純利益	6,118	9,993	5,806
当中間期変動額合計	6,118	9,993	5,806
当中間期末残高	35,866	45,547	35,554
株主資本合計			
前期末残高	132,745	138,551	132,745
当中間期変動額			
中間純利益	6,118	9,993	5,806
当中間期変動額合計	6,118	9,993	5,806
当中間期末残高	138,863	148,545	138,551
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	65	9	65
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	13	4	55
当中間期変動額合計	13	4	55
当中間期末残高	51	14	9
評価・換算差額等合計			
前期末残高	65	9	65
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	13	4	55
当中間期変動額合計	13	4	55
当中間期末残高	51	14	9
少数株主持分			
前期末残高	4,473	2,968	4,473
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	114	126	1,504
当中間期変動額合計	114	126	1,504
当中間期末残高	4,359	2,842	2,968
純資産合計			
前期末残高	137,153	141,510	137,153
当中間期変動額			
中間純利益	6,118	9,993	5,806
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	100	131	1,449
当中間期変動額合計	6,017	9,861	4,357
当中間期末残高	143,171	151,372	141,510

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	10,214	18,718	10,339
減価償却費	8,112	8,684	16,419
減損損失	-	-	68
負ののれん償却額	166	204	333
退職給付引当金の増減額(は減少)	541	755	417
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	126	10	128
賞与引当金の増減額(は減少)	765	503	9
ETCマイレージサービス引当金の増減額(は減少)	290	50	381
貸倒引当金の増減額(は減少)	21	83	74
受取利息及び受取配当金	125	60	236
支払利息	2,062	2,789	4,389
固定資産売却損益(は益)	47	69	31
固定資産除却損	279	196	722
売上債権の増減額(は増加)	20,263	28,458	16,127
たな卸資産の増減額(は増加)	6,691	95,798	62,320
仕入債務の増減額(は減少)	38,462	15,740	30,663
その他	6,057	12,968	2,532
小計	9,998	38,821	81,041
利息及び配当金の受取額	134	62	248
利息の支払額	2,059	2,740	4,198
法人税等の支払額	600	2,143	3,035
法人税等の還付額	666	86	595
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,858	43,556	87,431
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	15	-	15
定期預金の払戻による収入	25	-	40
固定資産の取得による支出	11,438	12,178	20,417
固定資産の売却による収入	105	107	153
投資有価証券の取得による支出	-	16	4
投資有価証券の売却による収入	57	9	737
関係会社株式の取得による支出	-	3	71
営業譲受による支出	13	-	17
その他	44	96	311
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,323	11,984	19,907
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入	35,000	87,682	85,000
長期借入金の返済による支出	67,424	31,278	78,654
道路建設関係社債発行による収入	19,870	54,795	86,526
道路建設関係社債償還による支出	-	25,000	-
その他	40	185	86
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,594	86,014	92,785
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	35,775	30,473	14,554
現金及び現金同等物の期首残高	81,795	67,241	81,795
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 46,020	1 97,715	1 67,241

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 67,424百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 66,902百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 6,691百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額63,427百万円が含まれています。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 31,278百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 30,000百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 95,798百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額46,378百万円が含まれています。

前連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出 78,654百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 78,000百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 62,320百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額88,694百万円が含まれています。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社数 18社</p> <p>連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、西日本高速道路ビジネスサポート(株)</p> <p>新規設立に伴い、西日本高速道路ビジネスサポート(株)を連結の範囲に加えています。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社数 18社</p> <p>連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、西日本高速道路ビジネスサポート(株)</p> <p>新規設立に伴い、西日本高速道路ビジネスサポート(株)を連結の範囲に加えています。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社数 18社</p> <p>連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、西日本高速道路ビジネスサポート(株)</p> <p>新規設立に伴い、西日本高速道路ビジネスサポート(株)を連結の範囲に加えています。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>会社の名称 九州高速道路ターミナル(株)、(株)NEXCOシステムズ、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム(株)</p> <p>(2) 持分法を適用していない関連会社数 1社</p> <p>会社の名称 T S K(株)</p> <p>(持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない関連会社(T S K(株))は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>会社の名称 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない関連会社数 1社</p> <p>会社の名称 同左</p> <p>(持分法を適用しない理由) 同左</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>会社の名称 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない関連会社数 1社</p> <p>会社の名称 同左</p> <p>(持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない関連会社(T S K(株))は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一です。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>同左</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一です。</p>

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 主として移動平均法による原価法によっています。 デリバティブ 時価法によっています。</p> <p>たな卸資産</p> <p>仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。</p> <p>仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。</p> <p>なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。</p> <p>商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。 (会計方針の変更)</p> <p>従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当中間連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。</p> <p>これによる営業利益・経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料及び貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料及び貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。 (会計方針の変更)</p> <p>従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日公表分企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)を採用しています。</p> <p>これによる営業利益・経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法、連結子会社は定率法 （ただし、平成10年4月1日以降に取得 した建物（建物附属設備を除く）は定 額法）を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりで す。</p> <table border="0"> <tr> <td>構築物</td> <td>10～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産 については、上記耐用年数を基にした中 古資産の耐用年数によっています。</p> <p>（追加情報） 当中間連結会計期間より、法人税法の改 正（所得税法等の一部を改正する法律 平 成20年4月30日 法律第23号）を契機とし て、機械及び装置の耐用年数の見直しを行 い、一部の資産について、改正後の法人税 法に基づく耐用年数に変更しています。 これにより、営業利益、経常利益及び税金 等調整前中間純利益は、それぞれ67百万円 増加しています。 なお、セグメント情報に与える影響は、当 該箇所に記載しています。 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいています。</p>	構築物	10～50年	機械装置	5～10年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法、連結子会社は定率法（た だし、平成10年4月1日以降に取得した 建物（建物附属設備を除く）は定額 法）を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりで す。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産に ついては、上記耐用年数を基にした中古 資産の耐用年数によっています。</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>	建物	8～50年	構築物	10～50年	機械装置	5～10年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法、連結子会社は定率法 （ただし、平成10年4月1日以降に取得 した建物（建物附属設備を除く）は定 額法）を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりで す。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産 については、上記耐用年数を基にした中 古資産の耐用年数によっています。</p> <p>（追加情報） 当連結会計年度より、法人税法の改正 （所得税法等の一部を改正する法律 平成 20年4月30日 法律第23号）を契機とし て、機械及び装置の耐用年数の見直しを行 い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に 変更しています。 これにより、営業利益、経常利益及び税金 等調整前当期純利益は、それぞれ107百万 円増加しています。 なお、セグメント情報に与える影響は、当 該箇所に記載しています。 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>	建物	8～50年	構築物	10～50年	機械装置	5～10年
構築物	10～50年																	
機械装置	5～10年																	
建物	8～50年																	
構築物	10～50年																	
機械装置	5～10年																	
建物	8～50年																	
構築物	10～50年																	
機械装置	5～10年																	

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当中間連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。 これによる営業利益・経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。 賞与引当金 従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。</p>	<p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>回数券払戻引当金 同左</p>	<p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。 これによる営業利益・経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>回数券払戻引当金 同左</p>

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度（一部の連結子会社は当連結会計年度）から費用処理しています。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間期末要支給額を計上しています。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び一部の連結子会社は、当中間連結会計期間より、役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく中間連結会計期間末の要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。</p> <p>これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）に基づくものです。</p> <p>これにより、当中間連結会計期間の発生額20百万円は販売費及び一般管理費へ、過年度分相当額64百万円は特別損失へ計上しています。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しています。</p> <p>なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額を費用処理しています。</p> <p>(追加情報)</p> <p>数理計算上の差異について、連結子会社のうち2社は、従来、各年度の発生額の金額的重要性が乏しかったため発生年度に費用処理する方法を採用していましたが、金額的重要性が増したため、前連結会計年度の下期において、原則的処理方法である平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で按分する定額法に変更しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微です。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間期末要支給額を計上しています。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しています。</p> <p>なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額を費用処理しています。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>数理計算上の差異について、連結子会社のうち2社は、従来、各年度の発生額の金額的重要性が乏しかったため発生年度に費用処理する方法を採用していましたが、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、原則的処理方法である平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で按分する定額法に変更しました。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ547百万円増加しています。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より、役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。</p> <p>これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）に基づくものです。</p> <p>これにより、当連結会計年度の発生額42百万円は販売費及び一般管理費に、過年度分相当額64百万円は特別損失に計上しています。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上していません。</p> <p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負工事が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方税の会計処理は、税抜方式によっています。 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。</p>	<p>ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。</p> <p>(会計方針の変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負工事50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成19年12月27日 企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成19年12月27日 企業会計基準適用指針第18号）を当中間連結会計期間より適用し、当中間連結会計期間に着手した工事契約から、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等の営業収益に与える影響は軽微であり、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>	<p>ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p> <p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負工事が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>(5) その他連連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。	5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 前中間連結会計期間末まで流動資産の「その他」に含めて表示していました「有価証券」は、当中間連結会計期間末において、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間末の「有価証券」は5百万円です。</p> <p>2. 前中間連結会計期間末まで固定負債の「その他」に含めて表示していました「負ののれん」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間末の「負ののれん」は4,046百万円です。また、前中間連結会計期間末まで固定負債の「その他」に含めて表示していました「役員退職慰労引当金」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間末から区分掲記することにしました。 なお、前中間連結会計期間末の「役員退職慰労引当金」は40百万円です。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間まで営業外収益の「その他」に含めて表示していました「負ののれん償却額」及び「違約金収入」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間の「負ののれん償却額」は103百万円、「違約金収入」は10百万円です。</p> <p>2. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「消費税等納付差額金」(当中間連結会計期間は64百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>3. 前中間連結会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示していました「支払補償費」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間の「支払補償費」は10百万円です。また、前中間連結会計期間まで区分掲記していました「発生材不用品決定処分損」は、EDINETへのXBRL導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、当中間連結会計期間より「たな卸資産処分損」として表示しています。</p> <p>4. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「投資有価証券売却益」(当中間連結会計期間は12百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>5. 前中間連結会計期間まで特別損失の「その他」に含めて表示していました「固定資産売却損」は、当中間連結会計期間において特別損失の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間の「固定資産売却損」は0百万円です。</p> <p>6. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「前期預り連絡料金修正損」は、EDINETへのXBRL導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、当中間連結会計期間より「前期損益修正損」として表示しています。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 従来、「営業活動によるキャッシュ・フロー」における法人税等の表示は支払額と還付額を相殺した純額によっていましたが、これを総額表示に変更しています。 この変更は、法人税等の支払額と法人税等の還付額を相殺して純額表示した場合には金額的な重要性が乏しく、総額表示によるほうが実態をより適切に表示するためです。 なお、前中間連結会計期間の「法人税等の還付額」は4,960百万円です。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 前中間連結会計期間末まで区分掲記していました「負ののれん」(当中間連結会計期間末の残高は7,561百万円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、固定負債の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間まで営業外収益の「その他」に含めて表示していました「消費税等納付差額金」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間の「消費税等納付差額金」は64百万円です。</p> <p>2. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「違約金収入」(当中間連結会計期間は3百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>3. 前中間連結会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示していました「回数券払戻損」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間の「回数券払戻損」は18百万円です。</p> <p>4. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「支払補償費」(当中間連結会計期間は4百万円)及び「たな卸資産処分損」(当中間連結会計期間は0百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することにしました。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																				
<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債226,223百万円(額面227,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>投資その他の資産 (その他)</td> <td>1,376百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち、共同支配企業に対する投資の金額805百万円)</td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table> <tr> <td>(独)日本高速道路 保有・債務返済機構</td> <td>7,883,807百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路㈱</td> <td>41,916百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路㈱</td> <td>26,081百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,951,805百万円</td> </tr> </table>	投資その他の資産 (その他)	1,376百万円	(うち、共同支配企業に対する投資の金額805百万円)		(独)日本高速道路 保有・債務返済機構	7,883,807百万円	東日本高速道路㈱	41,916百万円	中日本高速道路㈱	26,081百万円	計	7,951,805百万円	<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債323,085百万円(額面324,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設社債70,000百万円(額面70,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>投資その他の資産 (その他)</td> <td>1,497百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち、共同支配企業に対する投資の金額873百万円)</td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table> <tr> <td>(独)日本高速道路 保有・債務返済機構</td> <td>6,753,786百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路㈱</td> <td>32,579百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路㈱</td> <td>20,563百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,806,928百万円</td> </tr> </table>	投資その他の資産 (その他)	1,497百万円	(うち、共同支配企業に対する投資の金額873百万円)		(独)日本高速道路 保有・債務返済機構	6,753,786百万円	東日本高速道路㈱	32,579百万円	中日本高速道路㈱	20,563百万円	計	6,806,928百万円	<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債293,095百万円(額面294,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>投資その他の資産 (その他)</td> <td>1,461百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち、共同支配企業に対する投資の金額858百万円)</td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table> <tr> <td>(独)日本高速道路保 有・債務返済機構</td> <td>7,177,574百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路㈱</td> <td>37,321百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路㈱</td> <td>23,330百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,238,226百万円</td> </tr> </table>	投資その他の資産 (その他)	1,461百万円	(うち、共同支配企業に対する投資の金額858百万円)		(独)日本高速道路保 有・債務返済機構	7,177,574百万円	東日本高速道路㈱	37,321百万円	中日本高速道路㈱	23,330百万円	計	7,238,226百万円
投資その他の資産 (その他)	1,376百万円																																					
(うち、共同支配企業に対する投資の金額805百万円)																																						
(独)日本高速道路 保有・債務返済機構	7,883,807百万円																																					
東日本高速道路㈱	41,916百万円																																					
中日本高速道路㈱	26,081百万円																																					
計	7,951,805百万円																																					
投資その他の資産 (その他)	1,497百万円																																					
(うち、共同支配企業に対する投資の金額873百万円)																																						
(独)日本高速道路 保有・債務返済機構	6,753,786百万円																																					
東日本高速道路㈱	32,579百万円																																					
中日本高速道路㈱	20,563百万円																																					
計	6,806,928百万円																																					
投資その他の資産 (その他)	1,461百万円																																					
(うち、共同支配企業に対する投資の金額858百万円)																																						
(独)日本高速道路保 有・債務返済機構	7,177,574百万円																																					
東日本高速道路㈱	37,321百万円																																					
中日本高速道路㈱	23,330百万円																																					
計	7,238,226百万円																																					

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																		
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間連結会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金66,902百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 17,600百万円</p> <p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 209,902百万円</p> <p>4. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示していません。</p> <p>5. 当座貸越契約</p> <p>当社及び連結子会社（西日本高速道路エンジニアリング九州㈱）は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>30,300百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>30,300百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	30,300百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	30,300百万円	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間連結会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金30,000百万円及び道路建設関係社債25,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 15,254百万円</p> <p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 256,000百万円</p> <p>4.</p> <p>5. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	100,000百万円	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金78,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,427百万円</p> <p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 201,000百万円</p> <p>5. 当座貸越契約</p> <p>当社及び連結子会社（西日本高速道路エンジニアリング九州㈱）は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>30,300百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>30,300百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	30,300百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	30,300百万円
当座貸越極度額	30,300百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	30,300百万円																			
当座貸越極度額	100,000百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	100,000百万円																			
当座貸越極度額	30,300百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	30,300百万円																			

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. 販売費及び一般管理費の主なものは、次のとおりです。</p> <p>給与手当 4,433百万円 賞与引当金繰入額 1,216百万円 E T Cマイレージサービス 7,320百万円 引当金繰入額 利用促進費 8,688百万円</p>	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費用及び金額は次のとおりです。</p> <p>給与手当 4,547百万円 賞与引当金繰入額 774百万円 役員退職慰労引当金繰入額 34百万円 回数券払戻引当金繰入額 11百万円 E T Cマイレージサービス 6,699百万円 引当金繰入額 利用促進費 7,287百万円</p>	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費用及び金額は次のとおりです。</p> <p>給与手当 8,822百万円 賞与引当金繰入額 1,892百万円 役員退職慰労引当金繰入額 74百万円 回数券払戻引当金繰入額 25百万円 E T Cマイレージサービス 13,968百万円 引当金繰入額 利用促進費 16,927百万円</p>
2.	2.	2. 前期損益修正益 過年度における損建区分見直しによる修正益です。
3. 固定資産売却益 主に車両運搬具の売却益であります。	3. 固定資産売却益の内訳 機械装置及び車両運搬具 14百万円 土地 57百万円	3. 固定資産売却益 主に車両運搬具の売却益であります。
4.	4. 前期損益修正損 1,476百万円 過年度における固定資産計上額の修正によるものです。	4. 前期損益修正損 過年度における固定資産除却損の修正損です。
5. 固定資産売却損 主に土地の売却損であります。	5. 固定資産売却損の内訳 機械装置及び車両運搬具 1百万円 土地 1百万円 その他(工具器具備品) 0百万円	5. 固定資産売却損 主に土地の売却損であります。
6. 固定資産除却損 主に建物の除却損であります。	6. 固定資産除却損の内訳 建物及び構築物 13百万円 その他(工具器具備品) 0百万円	6. 固定資産除却損 主に建物の除却損であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																										
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係</p> <p>(平成20年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>26,031百万円</td> </tr> <tr> <td>契約期間3ヶ月以内の 売戻条件付現先(短期 貸付金勘定)</td> <td>3,998百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(有価証券 勘定)</td> <td>16,000百万円</td> </tr> <tr> <td>マネー・マネージメン ト・ファンド(有価証 券勘定)</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>46,035百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月超の定 期預金(現金及び預金 勘定)</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>46,020百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	26,031百万円	契約期間3ヶ月以内の 売戻条件付現先(短期 貸付金勘定)	3,998百万円	預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(有価証券 勘定)	16,000百万円	マネー・マネージメン ト・ファンド(有価証 券勘定)	5百万円	計	46,035百万円	預入期間3ヶ月超の定 期預金(現金及び預金 勘定)	15百万円	現金及び現金同等物	46,020百万円	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係</p> <p>(平成21年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>54,555百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(有価証券 勘定)</td> <td>43,160百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>97,715百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	54,555百万円	預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(有価証券 勘定)	43,160百万円	現金及び現金同等物	97,715百万円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係</p> <p>(平成21年3月31日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>30,881百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(有価証券 勘定)</td> <td>36,360百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>67,241百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	30,881百万円	預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(有価証券 勘定)	36,360百万円	現金及び現金同等物	67,241百万円
現金及び預金勘定	26,031百万円																											
契約期間3ヶ月以内の 売戻条件付現先(短期 貸付金勘定)	3,998百万円																											
預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(有価証券 勘定)	16,000百万円																											
マネー・マネージメン ト・ファンド(有価証 券勘定)	5百万円																											
計	46,035百万円																											
預入期間3ヶ月超の定 期預金(現金及び預金 勘定)	15百万円																											
現金及び現金同等物	46,020百万円																											
現金及び預金勘定	54,555百万円																											
預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(有価証券 勘定)	43,160百万円																											
現金及び現金同等物	97,715百万円																											
現金及び預金勘定	30,881百万円																											
預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(有価証券 勘定)	36,360百万円																											
現金及び現金同等物	67,241百万円																											

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)				当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)				前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一部の連結子会社を除き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しています。 該当するものについては、以下のとおりです。 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1.ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1.ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	
機械装置及び運搬具 その他(工具器具備品) 無形固定資産(ソフトウェア)	496 2,192 222	160 912 107	335 1,280 115	機械装置及び運搬具 その他(工具器具備品) 無形固定資産(ソフトウェア)	312 2,028 104	135 1,271 57	177 756 46	機械装置及び運搬具 その他(工具器具備品) 無形固定資産(ソフトウェア)	330 2,147 173	117 1,130 109	213 1,017 63
合計	2,911	1,180	1,731	合計	2,445	1,464	980	合計	2,651	1,357	1,294
(注) 取得価格相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 670百万円 1年超 1,060百万円 合計 1,731百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 347百万円 減価償却費相当額 347百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 488百万円 1年超 492百万円 合計 980百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 312百万円 減価償却費相当額 312百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 578百万円 1年超 715百万円 合計 1,294百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 649百万円 減価償却費相当額 649百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																		
<p>2. オペレーティング・リース取引(解約不能なもの)</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="188 286 533 376"> <tr> <td>1年以内</td> <td>504,288百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22,040,837百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22,545,126百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>なお、当社は、平成20年9月19日開催の取締役会の決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」における高速道路料金の引下げに必要な「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に伴う一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成20年10月7日付で締結しました。</p>	1年以内	504,288百万円	1年超	22,040,837百万円	合計	22,545,126百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="624 286 968 376"> <tr> <td>1年以内</td> <td>383,482百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21,192,107百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,575,589百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p>	1年以内	383,482百万円	1年超	21,192,107百万円	合計	21,575,589百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1059 286 1404 376"> <tr> <td>1年以内</td> <td>382,646百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21,252,899百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,635,545百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>なお、当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線に関する協定の一部を変更する協定」を平成21年4月16日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項)を行い平成21年4月20日付けで許可を受けています。</p>	1年以内	382,646百万円	1年超	21,252,899百万円	合計	21,635,545百万円
1年以内	504,288百万円																			
1年超	22,040,837百万円																			
合計	22,545,126百万円																			
1年以内	383,482百万円																			
1年超	21,192,107百万円																			
合計	21,575,589百万円																			
1年以内	382,646百万円																			
1年超	21,252,899百万円																			
合計	21,635,545百万円																			

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																		
<p>これにより、平成20年度における道路資産のリース料は493,713百万円から478,701百万円に、平成21年度における道路資産のリース料は504,285百万円から486,349百万円各々減額されますが、当中間連結会計期間末の道路資産の未経過リース料には含まれていません。</p> <p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="188 763 533 853"> <tr> <td>1年以内</td> <td>220百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>947百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,168百万円</td> </tr> </table>	1年以内	220百万円	1年超	947百万円	合計	1,168百万円	<p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="624 763 968 853"> <tr> <td>1年以内</td> <td>261百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>842百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,104百万円</td> </tr> </table>	1年以内	261百万円	1年超	842百万円	合計	1,104百万円	<p>これに伴い、平成21年4月29日付けで関西国際空港連絡橋を合併施行事業方式により買取り（買取価額370億円）、うち道路資産価額366億円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引渡ししています。</p> <p>また、当社は、同日付けで関西国際空港株式会社より、関西国際空港連絡橋（道路部分）の維持管理を引き継ぐこととなりました。なお、関西国際空港連絡橋の償還計画として計画料金収入1,427億円、計画管理費191億円、道路資産のリース料1,236億円を見込んでいます。</p> <p>これにより、平成21年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、226,594億円から227,830億円に増額されることとなります。</p> <p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1059 763 1404 853"> <tr> <td>1年以内</td> <td>263百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,027百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,290百万円</td> </tr> </table>	1年以内	263百万円	1年超	1,027百万円	合計	1,290百万円
1年以内	220百万円																			
1年超	947百万円																			
合計	1,168百万円																			
1年以内	261百万円																			
1年超	842百万円																			
合計	1,104百万円																			
1年以内	263百万円																			
1年超	1,027百万円																			
合計	1,290百万円																			

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成20年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日)

	種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	20	34	14
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	20	34	14
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	4	2	1
	(2) 債券	307	303	3
	(3) その他	499	392	107
	小計	811	698	112
合計		832	733	98

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	205
非上場外国債券	373
合計	579

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額(平成20年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	50	399	46	450
(2) その他	-	-	-	-
合計	50	399	46	450

当中間連結会計期間末（平成21年9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日）

	種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	20	30	9
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	20	30	9
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1	1	0
	(2) 債券	300	300	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	301	301	0
合計		322	331	9

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容（平成21年9月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 譲渡性預金 非上場株式	43,160 157
合計	43,317

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額（平成21年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券				
国債・地方債等	300	-	-	-
その他	-	-	-	-
(2) その他	43,160	-	-	-
合計	43,460	-	-	-

前連結会計年度末（平成21年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	20	27	7
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	20	27	7
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1	1	0
	(2) 債券	300	300	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	301	301	0
合計		322	328	6

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容（平成21年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	142
合計	142

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額（平成21年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	300	-	-	-
(2) その他	-	-	-	-
合計	300	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成20年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損失の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	345	311	33

時価の算定方法は、金融商品取引業者から提示された価格に拠っています。

当中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

前連結会計年度末(平成21年3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	S A・P A事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	386,330	29,245	11,632	2,369	429,578	-	429,578
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	15	-	0	90	105	(105)	-
計	386,346	29,245	11,632	2,459	429,683	(105)	429,578
営業費用	379,473	29,200	9,038	2,488	420,202	(73)	420,128
営業利益又は営業損失()	6,872	45	2,593	29	9,481	32	9,449

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A・P A事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等

3. 会計方針の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当中間連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

これによるセグメント情報に与える影響はありません。

リース取引に係る会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当中間連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

これによるセグメント情報に与える影響はありません。

4. 追加情報

役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、当中間連結会計期間より、役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく中間連結会計期間末の要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。これは「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）に基づくものです。

これにより、当中間連結会計期間の発生額20百万円は販売費及び一般管理費へ計上しています。

この結果、営業利益が「高速道路事業」で16百万円、「S A・P A事業」で2百万円それぞれ減少しています。なお、「高速道路事業」・「S A・P A事業」以外のセグメント情報に与える影響は軽微です。

有形固定資産の耐用年数の変更

当中間連結会計期間より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、一部の資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しています。

これにより、営業利益が「高速道路事業」で67百万円増加しています。なお、「高速道路事業」以外のセグメント情報に与える影響は軽微です。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	S A・P A事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	313,553	18,785	13,271	2,653	348,263	-	348,263
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	12	-	4	144	161	(161)	-
計	313,565	18,785	13,276	2,797	348,425	(161)	348,263
営業費用	298,011	18,788	9,317	3,013	329,130	(149)	328,980
営業利益又は営業損失()	15,553	2	3,958	215	19,294	12	19,282

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A・P A事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等

3. 会計方針の変更

工事契約に関する会計基準

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負工事50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準適用指針第18号）を当中間連結会計期間より適用し、当中間連結会計期間に着手した工事契約から、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

これによるセグメント情報に与える影響はありません。

4. 追加情報

退職給付引当金

数理計算上の差異について、連結子会社のうち2社は、従来、各年度の発生額の金額的重要性が乏しかったため発生年度に費用処理する方法を採用していましたが、金額的重要性が増したため、前連結会計年度の下期において原則的処理方法である平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で按分する定額法に変更しました。

これによるセグメント情報に与える影響は軽微です。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	S A・P A事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	716,187	62,918	22,326	5,339	806,771	-	806,771
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	32	-	2	302	337	(337)	-
計	716,219	62,918	22,328	5,642	807,109	(337)	806,771
営業費用	713,472	62,799	17,423	5,637	799,332	(389)	798,942
営業利益又は営業損失（ ）	2,747	118	4,905	4	7,776	52	7,828

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A・P A事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等

3. 会計方針の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）を採用しています。

これによるセグメント情報に与える影響はありません。

リース取引に係る会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

これによるセグメント情報に与える影響は軽微です。

退職給付引当金

数理計算上の差異については、連結子会社のうち2社は、従来、各年度の発生額の金額的重要性が乏しかったため発生年度に費用処理する方法を採用していましたが、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、原則的処理方法である平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で按分する定額法に変更しました。

この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益が「高速道路事業」で496百万円、「受託事業」で4百万円、「S A・P A事業」で24百万円、「その他の事業」で21百万円それぞれ増加しています。

4. 追加情報

機械及び装置の耐用年数の変更

当連結会計年度より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しています。

これにより、営業利益が「高速道路事業」で113百万円増加し、「S A・P A事業」で7百万円減少しています。なお、「高速道路事業」・「S A・P A事業」以外のセグメント情報に与える影響は軽微です。

役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より、役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。

これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）に基づくものです。

これにより、当連結会計年度の発生額42百万円は販売費及び一般管理費へ計上しています。

この結果、営業利益が「高速道路事業」で34百万円、「S A・P A事業」で5百万円それぞれ減少しています。なお、「高速道路事業」・「S A・P A事業」以外のセグメント情報に与える影響は軽微です。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 当社の連結子会社である西日本高速道路ビジネスサポート株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	道栄株式会社、株式会社エヌ・ケー・ワイ
取得した事業の内容	高速道路の不動産関連事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成20年7月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路ビジネスサポート株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社

中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成20年7月1日から平成20年9月30日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金17百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産	2百万円
固定資産	14百万円
合計	17百万円

(イ) 負債の額

流動負債	0百万円
合計	0百万円

企業結合が中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高	757百万円
営業利益	15百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、当該連結子会社の平成20年7月1日から平成20年9月30日までの売上高合計並びに営業損益合計の額によっています。

なお、当該注記は、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けておりません。

当中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 当社の連結子会社である西日本高速道路ビジネスサポート株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	道栄株式会社、株式会社エヌ・ケー・ワイ
取得した事業の内容	高速道路の不動産関連事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成20年7月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路ビジネスサポート株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社

連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成20年7月1日から平成21年3月31日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金17百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 2百万円

固定資産 14百万円

合計 17百万円

(イ) 負債の額

流動負債 0百万円

合計 0百万円

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 1,680百万円

営業利益 74百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、当該連結子会社の平成20年7月1日から平成21年3月31日までの売上高合計並びに営業損益合計の額によっています。

なお、当該注記は、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けておりません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,461.18円	1株当たり純資産額 1,563.48円	1株当たり純資産額 1,458.34円
1株当たり中間純利益金額 64.40円	1株当たり中間純利益金額 105.19円	1株当たり当期純利益金額 61.12円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の計算上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	6,118	9,993	5,806
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	6,118	9,993	5,806
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000	95,000

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																																																																																						
<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成20年3月14日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券594億円以内)に基づき、平成20年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>政府保証第16回西日本高速道路債券</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金100億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.6パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき金99円60銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成20年11月18日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成30年11月16日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table> <p>当社は、平成20年8月22日開催の取締役会の決議(社債(財投機関債)400億円以内)に基づき、平成20年10月14日、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>西日本高速道路株式会社第3回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金250億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.04パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成20年10月14日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成23年9月20日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table>	区分	政府保証第16回西日本高速道路債券	発行総額	金100億円	利率	年1.6パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円60銭	払込期日	平成20年11月18日	償還期日	平成30年11月16日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	区分	西日本高速道路株式会社第3回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金250億円	利率	年1.04パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金100円	払込期日	平成20年10月14日	償還期日	平成23年9月20日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議(社債(財投機関債)600億円以内)に基づき、平成21年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <p>なお、当社は、平成21年12月17日開催の取締役会において、社債(財投機関債)の発行額を800億円以内に変更する決議をいたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>西日本高速道路株式会社第6回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金250億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.46パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき金99円97銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年10月20日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成24年9月20日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table> <p>(多額な資金の借入)</p> <p>当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議(借入金1,947億円以内)に基づき、平成21年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>金融機関からの借入</td></tr> <tr><td>借入先の名称</td><td>株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関</td></tr> <tr><td>借入金額</td><td>金100億円</td></tr> <tr><td>返済方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>借入実行日</td><td>平成21年12月21日</td></tr> <tr><td>返済期日</td><td>平成24年11月30日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>無担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table>	区分	西日本高速道路株式会社第6回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金250億円	利率	年0.46パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円97銭	払込期日	平成21年10月20日	償還期日	平成24年9月20日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	区分	金融機関からの借入	借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	借入金額	金100億円	返済方法	満期一括	借入実行日	平成21年12月21日	返済期日	平成24年11月30日	担保	無担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成21年2月19日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券364億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>政府保証第19回西日本高速道路債券</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金150億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.4パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき金99円65銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年4月16日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成31年4月16日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table> <p>当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議(社債(財投機関債)600億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>西日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金300億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.7パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき金99円98銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年5月20日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成24年3月19日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table>	区分	政府保証第19回西日本高速道路債券	発行総額	金150億円	利率	年1.4パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円65銭	払込期日	平成21年4月16日	償還期日	平成31年4月16日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	区分	西日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金300億円	利率	年0.7パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円98銭	払込期日	平成21年5月20日	償還期日	平成24年3月19日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受
区分	政府保証第16回西日本高速道路債券																																																																																																																							
発行総額	金100億円																																																																																																																							
利率	年1.6パーセント																																																																																																																							
償還方法	満期一括																																																																																																																							
発行価額	額面100円につき金99円60銭																																																																																																																							
払込期日	平成20年11月18日																																																																																																																							
償還期日	平成30年11月16日																																																																																																																							
担保	一般担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							
区分	西日本高速道路株式会社第3回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																																							
発行総額	金250億円																																																																																																																							
利率	年1.04パーセント																																																																																																																							
償還方法	満期一括																																																																																																																							
発行価額	額面100円につき金100円																																																																																																																							
払込期日	平成20年10月14日																																																																																																																							
償還期日	平成23年9月20日																																																																																																																							
担保	一般担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							
区分	西日本高速道路株式会社第6回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																																							
発行総額	金250億円																																																																																																																							
利率	年0.46パーセント																																																																																																																							
償還方法	満期一括																																																																																																																							
発行価額	額面100円につき金99円97銭																																																																																																																							
払込期日	平成21年10月20日																																																																																																																							
償還期日	平成24年9月20日																																																																																																																							
担保	一般担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							
区分	金融機関からの借入																																																																																																																							
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関																																																																																																																							
借入金額	金100億円																																																																																																																							
返済方法	満期一括																																																																																																																							
借入実行日	平成21年12月21日																																																																																																																							
返済期日	平成24年11月30日																																																																																																																							
担保	無担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							
区分	政府保証第19回西日本高速道路債券																																																																																																																							
発行総額	金150億円																																																																																																																							
利率	年1.4パーセント																																																																																																																							
償還方法	満期一括																																																																																																																							
発行価額	額面100円につき金99円65銭																																																																																																																							
払込期日	平成21年4月16日																																																																																																																							
償還期日	平成31年4月16日																																																																																																																							
担保	一般担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							
区分	西日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																																							
発行総額	金300億円																																																																																																																							
利率	年0.7パーセント																																																																																																																							
償還方法	満期一括																																																																																																																							
発行価額	額面100円につき金99円98銭																																																																																																																							
払込期日	平成21年5月20日																																																																																																																							
償還期日	平成24年3月19日																																																																																																																							
担保	一般担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																											
<p>(多額な資金の借入)</p> <p>当社は、平成20年6月10日開催の取締役会の決議(借入金1,048億円以内)に基づき、平成20年10月1日以降、下記の条件にて借入を行いました。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金融機関からの借入</th> <th>金融機関からの借入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入先の名称</td> <td>株式会社三井住友銀行他9金融機関</td> <td>株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>金100億円</td> <td>金200億円</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>満期一括</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>借入実行日</td> <td>平成20年12月5日</td> <td>平成20年12月17日</td> </tr> <tr> <td>返済期限</td> <td>平成23年11月30日</td> <td>平成23年11月30日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table>			区分	金融機関からの借入	金融機関からの借入	借入先の名称	株式会社三井住友銀行他9金融機関	株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関	借入金額	金100億円	金200億円	返済方法	満期一括	満期一括	借入実行日	平成20年12月5日	平成20年12月17日	返済期限	平成23年11月30日	平成23年11月30日	担保	無担保	無担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受
区分	金融機関からの借入	金融機関からの借入																											
借入先の名称	株式会社三井住友銀行他9金融機関	株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関																											
借入金額	金100億円	金200億円																											
返済方法	満期一括	満期一括																											
借入実行日	平成20年12月5日	平成20年12月17日																											
返済期限	平成23年11月30日	平成23年11月30日																											
担保	無担保	無担保																											
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																											
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																											
<p>(重要な契約の変更)</p> <p>当社は、平成20年9月19日開催の取締役会の決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」における高速道路料金の引下げに必要な「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に伴う一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成20年10月7日付で締結しました。</p> <p>これにより、平成20年度における計画料金収入は629,843百万円から614,832百万円に、平成21年度における計画料金収入は644,237百万円から626,300百万円に各々減額されますが、同時に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する道路資産の未経過リース料の額も各々同額が減額されることとなります。</p> <p>なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の額もそれに連動して変動することとされており、</p>																													
<p>(重要な契約の変更)</p> <p>当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線に関する協定の一部を変更する協定」を平成21年4月16日付で締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項)を行い平成21年4月20日付で許可を受けています。</p> <p>これに伴い、平成21年4月29日付で関西国際空港連絡橋を合併施行事業方式により買取り(買取価額370億円)、うち道路資産価額366億円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引渡ししています。</p> <p>また、当社は、同日付で関西国際空港株式会社より、関西国際空港連絡橋(道路部分)の維持管理を引き継ぐこととなりました。なお、関西国際空港連絡橋の償還計画として計画料金収入1,427億円、計画管理費191億円、道路資産のリース料1,236億円を見込んでいます。</p> <p>これにより、平成21年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、226,594億円から227,830億円に増額されることとなります。</p> <p>なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の額と比較して一定の割合を超えて変動する場合には、リース料の額もそれに連動して変動することとされています。</p>																													

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	22,127	52,031	28,187
高速道路事業営業未収入金	43,569	50,200	68,455
有価証券	16,000	43,160	36,360
仕掛道路資産	235,611	387,800	292,666
原材料及び貯蔵品	1,663	1,709	1,669
その他	41,565	31,387	41,947
貸倒引当金	26	28	25
流動資産合計	360,511	566,259	469,261
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
機械及び装置（純額）	50,980	52,131	52,685
その他（純額）	35,187	33,758	36,129
有形固定資産合計	86,167	85,890	88,814
無形固定資産	2,760	3,599	3,709
高速道路事業固定資産合計	88,927	89,490	92,523
関連事業固定資産			
有形固定資産			
土地	68,488	68,349	68,484
その他（純額）	15,634	16,597	16,824
有形固定資産合計	84,122	84,946	85,309
無形固定資産	34	24	35
関連事業固定資産合計	84,156	84,970	85,344
各事業共用固定資産			
有形固定資産	21,075	21,011	21,703
無形固定資産	2,507	3,174	2,860
各事業共用固定資産合計	23,583	24,185	24,563
その他の固定資産			
有形固定資産	1,407	1,388	1,379
その他の固定資産合計	1,407	1,388	1,379
投資その他の資産			
投資その他の資産	8,492	8,079	8,522
貸倒引当金	561	432	519
投資その他の資産合計	7,930	7,647	8,002
固定資産合計	206,005	207,681	211,813
繰延資産	494	656	619
資産合計	567,011	774,597	681,693

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	57,103	57,289	65,562
1年以内返済予定長期借入金	144	144	144
リース債務	81	290	290
未払法人税等	4,578	8,261	1,511
賞与引当金	1,798	1,573	1,550
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	309	229	264
回数券払戻引当金	204	213	223
その他	5 57,360	61,761	63,903
流動負債合計	121,580	129,764	133,450
固定負債			
道路建設関係社債	2 226,223	2 323,085	2 293,095
道路建設関係長期借入金	11,098	107,682	50,000
その他の長期借入金	494	350	422
リース債務	137	1,729	1,881
退職給付引当金	56,107	56,776	56,299
役員退職慰労引当金	33	49	43
ETCマイレージサービス引当金	7,320	6,699	6,648
関門トンネル事業履行義務債務	4 5,936	4 4,133	4 3,794
その他	4,196	4,506	4,352
固定負債合計	311,547	505,012	416,539
負債合計	433,128	634,777	549,990
純資産の部			
株主資本			
資本金	47,500	47,500	47,500
資本剰余金			
資本準備金	47,500	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497	55,497
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	20,509	22,011	20,509
繰越利益剰余金	10,376	14,811	8,196
利益剰余金合計	30,886	36,823	28,705
株主資本合計	133,883	139,820	131,703
純資産合計	133,883	139,820	131,703
負債・純資産合計	567,011	774,597	681,693

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
高速道路事業営業損益			
営業収益	386,088	312,999	715,485
営業費用	379,110	298,048	713,880
高速道路事業営業利益	6,977	14,951	1,604
関連事業営業損益			
営業収益			
直轄高速道路事業収入	17,350	5,749	33,046
受託業務収入	11,894	13,036	29,871
SA・PA事業収入	4,948	5,535	9,801
その他の事業収入	669	845	1,379
営業収益合計	34,863	25,166	74,099
営業費用			
直轄高速道路事業費	17,350	5,749	33,046
受託業務事業費	11,878	13,049	29,829
SA・PA事業費	3,313	3,387	6,576
その他の事業費用	790	1,135	1,852
営業費用合計	33,334	23,321	71,305
関連事業営業利益	1,529	1,844	2,794
全事業営業利益	8,506	16,795	4,399
営業外収益	1 664	1 531	1 1,542
営業外費用	2 215	2 104	2 493
経常利益	8,956	17,223	5,448
特別利益	3 84	3 78	3 527
特別損失	4 71	4 1,484	4 198
税引前中間純利益	8,968	15,817	5,777
法人税、住民税及び事業税	3,580	7,700	1,570
過年度法人税等	-	-	428
法人税等調整額	0	-	569
法人税等合計	3,579	7,700	2,568
中間純利益	5,389	8,117	3,208

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	47,500	47,500	47,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500	47,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	47,500	47,500	47,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500	47,500
その他資本剰余金			
前期末残高	7,997	7,997	7,997
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	7,997	7,997	7,997
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	17,451	20,509	17,451
当中間期変動額			
別途積立金の積立	3,058	1,502	3,058
当中間期変動額合計	3,058	1,502	3,058
当中間期末残高	20,509	22,011	20,509
繰越利益剰余金			
前期末残高	8,045	8,196	8,045
当中間期変動額			
別途積立金の積立	3,058	1,502	3,058
中間純利益	5,389	8,117	3,208
当中間期変動額合計	2,330	6,615	150
当中間期末残高	10,376	14,811	8,196
株主資本合計			
前期末残高	128,494	131,703	128,494
当中間期変動額			
中間純利益	5,389	8,117	3,208
当中間期変動額合計	5,389	8,117	3,208
当中間期末残高	133,883	139,820	131,703
純資産合計			
前期末残高	128,494	131,703	128,494
当中間期変動額			
中間純利益	5,389	8,117	3,208
当中間期変動額合計	5,389	8,117	3,208
当中間期末残高	133,883	139,820	131,703

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっ ています。 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっ ています。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっ ています。 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産 の建設価額に用地取得に係る費用その 他の附帯費用を加算した価額に労務費 ・人件費等のうち道路建設に要した費 用として区分された費用の額及び除却 工事費用等その他道路資産の取得に要 した費用の額を加えた額としています。 なお、仕掛道路資産の建設に充当した 借入資金の利息で、当該資産の工事完了 の日までに発生したものは建設価額に 算入しています。 商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基 づく簿価切下げの方法により算定)に よっています。 (会計方針の変更) 従来、主として最終仕入原価法による 原価法を採用していましたが、当中間会 計期間より、「棚卸資産の評価に関する 会計基準」(企業会計基準委員会 平成 18年 7月 5日 企業会計基準第 9号)が 適用されたことに伴い、主として最終仕 入原価法による原価法(貸借対照表価 額は収益性の低下に基づく簿価切下げ の方法により算定)を採用しています。 これによる営業利益、経常利益及び税 引前中間純利益に与える影響はありま せん。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 同左 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基 づく簿価切下げの方法により算定)に よっています。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 同左 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基 づく簿価切下げの方法により算定)に よっています。 (会計方針の変更) 従来、主として最終仕入原価法による 原価法を採用していましたが、当事業年 度より、「棚卸資産の評価に関する会計 基準」(企業会計基準委員会 平成18年 7月 5日 公表分 企業会計基準第 9号) が適用されたことに伴い、主として最終 仕入原価法による原価法(貸借対照表 価額は収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定)を採用していま す。 これによる営業利益、経常利益及び税 引前当期純利益に与える影響はありま せん。</p>

前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 構築物 10～50年 機械及び装置 5～10年 また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。</p> <p>（追加情報） 法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当中間会計期間より、一部の資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しています。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ67百万円増加しています。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 （会計方針の変更） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。 これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8～50年 構築物 10～50年 機械及び装置 5～10年 また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8～50年 構築物 10～50年 機械及び装置 5～10年 また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。</p> <p>（追加情報） 法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当事業年度より、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しています。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ107百万円増加しています。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 （会計方針の変更） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。</p>

前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しています。 （追加情報） 当社は、当中間会計期間より役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく中間会計期間末の要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。 これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）に基づくものです。 これにより、当中間会計期間の発生額6百万円は営業費用に、過年度分相当額24百万円は特別損失に計上しています。</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しています。</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 同左</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。 （追加情報） 当社は、当事業年度より役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。 これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）に基づくものです。 これにより、当事業年度の発生額13百万円は営業費用に、過年度分相当額24百万円は特別損失に計上しています。</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>4. 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p>	<p>4. 収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当中間会計期間末までの進捗部分については成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。 （会計方針の変更） 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準適用指針第18号）を当中間会計期間より適用し、当中間会計期間に着手した工事契約から、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等の営業収益に与える影響は軽微であり、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>4. 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p>
<p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 (2) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。</p>	<p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>	<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>1. 前中間会計期間末まで区分掲記していました「仕掛道路資産等」は、E D I N E TへのX B R L導入に伴い中間財務諸表の比較可能性を向上させるため、当中間会計期間末より「仕掛道路資産」及び「原材料及び貯蔵品」として表示しています。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「仕掛道路資産」の金額は286,808百万円、「原材料及び貯蔵品」は1,861百万円、「商品」は3百万円です。</p> <p>2. 前中間会計期間末まで流動負債の「その他」に含めて表示していました「未払法人税等」は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正 平成20年12月12日)が改正されたことに伴い、当中間会計期間末より区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間会計期間末における「未払法人税等」の金額は8,210百万円です。</p>	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																														
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 37,625百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債226,223百万円(額面227,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>7,883,807百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>41,916百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>26,081百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,951,805百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金66,902百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>17,600百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,883,807百万円	東日本高速道路(株)	41,916百万円	中日本高速道路(株)	26,081百万円	計	7,951,805百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600百万円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 50,727百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債323,085百万円(額面324,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債70,000百万円(額面70,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>6,753,786百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>32,579百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>20,563百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,806,928百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金30,000百万円及び道路建設関係社債25,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>15,254百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	6,753,786百万円	東日本高速道路(株)	32,579百万円	中日本高速道路(株)	20,563百万円	計	6,806,928百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	15,254百万円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 44,157百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債293,095百万円(額面294,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>7,177,574百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>37,321百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>23,330百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,238,226百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金78,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>16,427百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,177,574百万円	東日本高速道路(株)	37,321百万円	中日本高速道路(株)	23,330百万円	計	7,238,226百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	16,427百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,883,807百万円																															
東日本高速道路(株)	41,916百万円																															
中日本高速道路(株)	26,081百万円																															
計	7,951,805百万円																															
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600百万円																															
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	6,753,786百万円																															
東日本高速道路(株)	32,579百万円																															
中日本高速道路(株)	20,563百万円																															
計	6,806,928百万円																															
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	15,254百万円																															
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,177,574百万円																															
東日本高速道路(株)	37,321百万円																															
中日本高速道路(株)	23,330百万円																															
計	7,238,226百万円																															
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	16,427百万円																															

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																		
<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 209,902百万円</p> <p>4. 関門トンネル事業履行義務債務</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当中間会計期間末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。</p> <p>5. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しています。</p> <p>6. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>30,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	30,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	30,000百万円	<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 256,000百万円</p> <p>4. 関門トンネル事業履行義務債務</p> <p>同左</p> <p>5. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しています。</p> <p>6. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	100,000百万円	<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 201,000百万円</p> <p>4. 関門トンネル事業履行義務債務</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。</p> <p>6. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>30,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	30,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	30,000百万円
当座貸越極度額	30,000百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	30,000百万円																			
当座貸越極度額	100,000百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	100,000百万円																			
当座貸越極度額	30,000百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	30,000百万円																			

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 営業外収益の主要項目 受取利息 58百万円 有価証券利息 22百万円 受取配当金 10百万円 土地物件貸付料 277百万円 違約金収入(注) 145百万円 (注) 工事契約に係る違約金によるもの です。 2. 営業外費用の主要項目 支払利息 43百万円 支払補償費 79百万円 たな卸資産処分損 61百万円 3. 特別利益の主要項目 固定資産売却益(注) 77百万円 (注) 主に車両運搬具の売却によるもの です。 4. 特別損失の主要項目 固定資産売却損(注) 29百万円 過年度役員退職慰労引当 24百万円 繰入額 (注) 土地の売却によるものです。 5. 減価償却実施額 有形固定資産 6,913百万円 無形固定資産 801百万円	1. 営業外収益の主要項目 受取利息 19百万円 有価証券利息 32百万円 受取配当金 10百万円 土地物件貸付料 259百万円 2. 営業外費用の主要項目 支払利息 28百万円 回数券払戻損 52百万円 3. 特別利益の主要項目 固定資産売却益(車両運 搬具) 13百万円 固定資産売却益(土地) 57百万円 4. 特別損失の主要項目 固定資産売却損(車両運 搬具) 1百万円 固定資産売却損(工具、器 具及び備品) 0百万円 固定資産売却損(土地) 1百万円 前期損益修正損(注) 1,476百万円 (注) 過年度における固定資産計上額の 修正によるものです。 5. 減価償却実施額 有形固定資産 7,257百万円 無形固定資産 1,002百万円	1. 営業外収益の主要項目 受取利息 84百万円 有価証券利息 80百万円 受取配当金 10百万円 土地物件貸付料 557百万円 違約金収入(注) 515百万円 (注) 工事契約に係る違約金によるもの です。 2. 営業外費用の主要項目 支払利息 89百万円 支払補償費 79百万円 たな卸資産処分損 179百万円 回数券払戻損 119百万円 3. 特別利益の主要項目 固定資産売却益(注1) 90百万円 前期損益修正益(注2) 401百万円 (注1) 主に車両運搬具の売却によるもの です。 (注2) 過年度における損建区分見直し によるものです。 4. 特別損失の主要項目 固定資産売却損(注1) 48百万円 過年度役員退職慰労引当金 24百万円 繰入額 減損損失 68百万円 前期損益修正損(注2) 43百万円 (注1) 土地の売却によるものです。 (注2) 過年度における固定資産除却損 の修正によるものです。 5. 減価償却実施額 有形固定資産 13,927百万円 無形固定資産 1,639百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)			当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)			前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)					
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しています。 該当するものについては、以下のとおりです。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額					
取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)			
車両運搬具 工具、器具及び備品 無形固定資産(ソフトウェア)	13 1,617 98	3 680 70	9 936 28	車両運搬具 工具、器具及び備品 無形固定資産(ソフトウェア)	12 1,458 22	4 918 14	7 540 7	車両運搬具 工具、器具及び備品 無形固定資産(ソフトウェア)	13 1,567 86	4 831 70	8 735 16
合計	1,728	753	974	合計	1,493	938	555	合計	1,667	906	760
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 419百万円 1年超 555百万円 合計 974百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 218百万円 減価償却費相当額 218百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。			(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 308百万円 1年超 246百万円 合計 555百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 206百万円 減価償却費相当額 206百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 378百万円 1年超 382百万円 合計 760百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 432百万円 減価償却費相当額 432百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左					

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																		
<p>2. オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="188 286 539 376"> <tr> <td>1年以内</td> <td>504,288百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22,040,837百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22,545,126百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入 加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額 実績料金収入）が減算されます。</p> <p>なお、当社は、平成20年9月19日開催の取締役会の決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日）」における高速道路料金の引下げに必要な「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に伴う一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成20年10月7日付で締結しました。</p>	1年以内	504,288百万円	1年超	22,040,837百万円	合計	22,545,126百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="624 286 975 376"> <tr> <td>1年以内</td> <td>383,482百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21,192,107百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,575,589百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入 加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額 実績料金収入）が減算されます。</p>	1年以内	383,482百万円	1年超	21,192,107百万円	合計	21,575,589百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1059 286 1410 376"> <tr> <td>1年以内</td> <td>382,646百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21,252,899百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,635,545百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入 加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額 実績料金収入）が減算されます。</p> <p>なお、当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線に関する協定の一部を変更する協定」を平成21年4月16日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項）を行い平成21年4月20日付けで許可を受けています。</p>	1年以内	382,646百万円	1年超	21,252,899百万円	合計	21,635,545百万円
1年以内	504,288百万円																			
1年超	22,040,837百万円																			
合計	22,545,126百万円																			
1年以内	383,482百万円																			
1年超	21,192,107百万円																			
合計	21,575,589百万円																			
1年以内	382,646百万円																			
1年超	21,252,899百万円																			
合計	21,635,545百万円																			

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																		
<p>これにより、平成20年度における道路資産のリース料は493,713百万円から478,701百万円に、平成21年度における道路資産のリース料は504,285百万円から486,349百万円に各々減額されますが、当中間会計期間末の道路資産の未経過リース料には含まれていません。</p>		<p>これに伴い、平成21年 4月29日付けで関西国際空港連絡橋を合併施行事業方式により買取り（買取価額370億円）、うち道路資産価額366億円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引渡ししています。</p> <p>また、当社は、同日付けで関西国際空港株式会社より、関西国際空港連絡橋（道路部分）の維持管理を引き継ぐこととなりました。なお、関西国際空港連絡橋の償還計画として計画料金収入1,427億円、計画管理費191億円、道路資産のリース料1,236億円を見込んでいます。</p> <p>これにより、平成21年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、226,594億円から227,830億円に増額されることとなります。</p>																		
<p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="188 763 536 853"> <tr> <td>1年以内</td> <td>152百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>609百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>761百万円</td> </tr> </table>	1年以内	152百万円	1年超	609百万円	合計	761百万円	<p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="624 763 971 853"> <tr> <td>1年以内</td> <td>157百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>590百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>748百万円</td> </tr> </table>	1年以内	157百万円	1年超	590百万円	合計	748百万円	<p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1059 763 1402 853"> <tr> <td>1年以内</td> <td>159百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>629百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>789百万円</td> </tr> </table>	1年以内	159百万円	1年超	629百万円	合計	789百万円
1年以内	152百万円																			
1年超	609百万円																			
合計	761百万円																			
1年以内	157百万円																			
1年超	590百万円																			
合計	748百万円																			
1年以内	159百万円																			
1年超	629百万円																			
合計	789百万円																			

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成20年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																																																																																						
<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成20年3月14日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券594億円以内)に基づき、平成20年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>政府保証第16回西日本高速道路債券</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金100億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.6/パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき金99円60銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成20年11月18日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成30年11月16日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table> <p>当社は、平成20年8月22日開催の取締役会の決議(社債(財投機関債)400億円以内)に基づき、平成20年10月14日、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>西日本高速道路株式会社第3回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金250億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.04/パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成20年10月14日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成23年9月20日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table>	区分	政府保証第16回西日本高速道路債券	発行総額	金100億円	利率	年1.6/パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円60銭	払込期日	平成20年11月18日	償還期日	平成30年11月16日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	区分	西日本高速道路株式会社第3回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金250億円	利率	年1.04/パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金100円	払込期日	平成20年10月14日	償還期日	平成23年9月20日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議(社債(財投機関債)600億円以内)に基づき、平成21年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <p>なお、当社は、平成21年12月17日開催の取締役会において、社債(財投機関債)の発行額を800億円以内に変更する決議をいたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>西日本高速道路株式会社第6回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金250億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.46/パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき金99円97銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年10月20日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成24年9月20日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table> <p>(多額な資金の借入)</p> <p>当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議(借入金1,947億円以内)に基づき、平成21年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>金融機関からの借入</td></tr> <tr><td>借入先の名称</td><td>株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関</td></tr> <tr><td>借入金額</td><td>金100億円</td></tr> <tr><td>返済方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>借入実行日</td><td>平成21年12月21日</td></tr> <tr><td>返済期日</td><td>平成24年11月30日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>無担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table>	区分	西日本高速道路株式会社第6回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金250億円	利率	年0.46/パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円97銭	払込期日	平成21年10月20日	償還期日	平成24年9月20日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	区分	金融機関からの借入	借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	借入金額	金100億円	返済方法	満期一括	借入実行日	平成21年12月21日	返済期日	平成24年11月30日	担保	無担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成21年2月19日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券364億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>政府保証第19回西日本高速道路債券</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金150億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.4/パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき金99円65銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年4月16日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成31年4月16日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table> <p>当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議(社債(財投機関債)600億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>西日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金300億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.7/パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき金99円98銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年5月20日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成24年3月19日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>使途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table>	区分	政府保証第19回西日本高速道路債券	発行総額	金150億円	利率	年1.4/パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円65銭	払込期日	平成21年4月16日	償還期日	平成31年4月16日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	区分	西日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金300億円	利率	年0.7/パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円98銭	払込期日	平成21年5月20日	償還期日	平成24年3月19日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受
区分	政府保証第16回西日本高速道路債券																																																																																																																							
発行総額	金100億円																																																																																																																							
利率	年1.6/パーセント																																																																																																																							
償還方法	満期一括																																																																																																																							
発行価額	額面100円につき金99円60銭																																																																																																																							
払込期日	平成20年11月18日																																																																																																																							
償還期日	平成30年11月16日																																																																																																																							
担保	一般担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							
区分	西日本高速道路株式会社第3回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																																							
発行総額	金250億円																																																																																																																							
利率	年1.04/パーセント																																																																																																																							
償還方法	満期一括																																																																																																																							
発行価額	額面100円につき金100円																																																																																																																							
払込期日	平成20年10月14日																																																																																																																							
償還期日	平成23年9月20日																																																																																																																							
担保	一般担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							
区分	西日本高速道路株式会社第6回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																																							
発行総額	金250億円																																																																																																																							
利率	年0.46/パーセント																																																																																																																							
償還方法	満期一括																																																																																																																							
発行価額	額面100円につき金99円97銭																																																																																																																							
払込期日	平成21年10月20日																																																																																																																							
償還期日	平成24年9月20日																																																																																																																							
担保	一般担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							
区分	金融機関からの借入																																																																																																																							
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関																																																																																																																							
借入金額	金100億円																																																																																																																							
返済方法	満期一括																																																																																																																							
借入実行日	平成21年12月21日																																																																																																																							
返済期日	平成24年11月30日																																																																																																																							
担保	無担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							
区分	政府保証第19回西日本高速道路債券																																																																																																																							
発行総額	金150億円																																																																																																																							
利率	年1.4/パーセント																																																																																																																							
償還方法	満期一括																																																																																																																							
発行価額	額面100円につき金99円65銭																																																																																																																							
払込期日	平成21年4月16日																																																																																																																							
償還期日	平成31年4月16日																																																																																																																							
担保	一般担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							
区分	西日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																																							
発行総額	金300億円																																																																																																																							
利率	年0.7/パーセント																																																																																																																							
償還方法	満期一括																																																																																																																							
発行価額	額面100円につき金99円98銭																																																																																																																							
払込期日	平成21年5月20日																																																																																																																							
償還期日	平成24年3月19日																																																																																																																							
担保	一般担保																																																																																																																							
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																																							
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																																							

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																						
<p>(多額な資金の借入)</p> <p>当社は、平成20年6月10日開催の取締役会の決議(借入金1,048億円以内)に基づき、平成20年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金融機関からの借入</th> <th>金融機関からの借入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入先の名称</td> <td>株式会社三井住友銀行他9金融機関</td> <td>株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>金100億円</td> <td>金200億円</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>満期一括</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>借入実行日</td> <td>平成20年12月5日</td> <td>平成20年12月17日</td> </tr> <tr> <td>返済期限</td> <td>平成23年11月30日</td> <td>平成23年11月30日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table> <p>(重要な契約の変更)</p> <p>当社は、平成20年9月19日開催の取締役会の決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」における高速道路料金の引下げに必要な「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に伴う一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成20年10月7日付で締結しました。</p> <p>これにより、平成20年度における計画料金収入は629,843百万円から614,832百万円に、平成21年度における計画料金収入は644,237百万円から626,300百万円に各々減額されますが、同時に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する道路資産の未経過リース料の額も各々同額が減額されることとなります。</p> <p>なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされています。</p>	区分	金融機関からの借入	金融機関からの借入	借入先の名称	株式会社三井住友銀行他9金融機関	株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関	借入金額	金100億円	金200億円	返済方法	満期一括	満期一括	借入実行日	平成20年12月5日	平成20年12月17日	返済期限	平成23年11月30日	平成23年11月30日	担保	無担保	無担保	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受		<p>(多額な資金の借入)</p> <p>当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議(借入金1,947億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて借入を実行いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金融機関からの借入</th> <th>金融機関からの借入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入先の名称</td> <td>株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関</td> <td>株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>金376億82百万円</td> <td>金400億円</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>満期一括</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>借入実行日</td> <td>平成21年5月29日</td> <td>平成21年6月26日</td> </tr> <tr> <td>返済期限</td> <td>平成24年5月31日</td> <td>平成24年5月31日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table> <p>(重要な契約の変更)</p> <p>当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線に関する協定の一部を変更する協定」を平成21年4月16日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項)を行い平成21年4月20日付けで許可を受けています。</p> <p>これに伴い、平成21年4月29日付けで関西国際空港連絡橋を合併施行事業方式により買取り(買取価額370億円)、うち道路資産価額366億円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引渡ししています。</p> <p>また、当社は、同日付けで関西国際空港株式会社より、関西国際空港連絡橋(道路部分)の維持管理を引き継ぐこととなりました。</p> <p>なお、関西国際空港連絡橋の償還計画として計画料金収入1,427億円、計画管理費191億円、道路資産のリース料1,236億円を見込んでいます。</p> <p>これにより、平成21年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、226,594億円から227,830億円に増額されることとなります。</p> <p>なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされています。</p>	区分	金融機関からの借入	金融機関からの借入	借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	借入金額	金376億82百万円	金400億円	返済方法	満期一括	満期一括	借入実行日	平成21年5月29日	平成21年6月26日	返済期限	平成24年5月31日	平成24年5月31日	担保	無担保	無担保	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受
区分	金融機関からの借入	金融機関からの借入																																																						
借入先の名称	株式会社三井住友銀行他9金融機関	株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関																																																						
借入金額	金100億円	金200億円																																																						
返済方法	満期一括	満期一括																																																						
借入実行日	平成20年12月5日	平成20年12月17日																																																						
返済期限	平成23年11月30日	平成23年11月30日																																																						
担保	無担保	無担保																																																						
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																						
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																						
区分	金融機関からの借入	金融機関からの借入																																																						
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関																																																						
借入金額	金376億82百万円	金400億円																																																						
返済方法	満期一括	満期一括																																																						
借入実行日	平成21年5月29日	平成21年6月26日																																																						
返済期限	平成24年5月31日	平成24年5月31日																																																						
担保	無担保	無担保																																																						
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																						
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																						
(2)【その他】	該当事項はありません。																																																							

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第4期）（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）平成21年6月29日近畿財務局長に提出。
- (2) 訂正発行登録書（株券、社債券等）及びその添付書類
平成20年9月19日提出の発行登録書（株券、社債券等）に係る訂正発行登録書を、平成21年6月29日及び平成21年8月5日近畿財務局長に提出。
- (3) 発行登録追補書類（株券、社債券等）及びその添付書類
平成21年5月14日及び平成21年10月14日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回、第2回、第3回、第4回、第5回及び第6回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構にかかる情報の開示を行うものであります。なお、西日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び西日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成20年3月31日付で、西日本高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成21年6月30日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

- （注）1．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2．道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの）とします。）をいいます。
3．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めるときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

（半期報告書提出日現在）

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第1回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（注1）	平成19年3月20日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第2回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） （注1）	平成19年10月16日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第3回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） （注2）	平成20年10月14日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第4回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成21年2月17日	15,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年5月20日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年10月20日	25,000	非上場・非登録

(注) 1. 平成20年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされております。

2. 平成21年6月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成21年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はございません。

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成21年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

資本金及び資本構成 平成21年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	4,855,290百万円
政府出資金	3,644,563百万円
地方公共団体出資金	1,210,727百万円
資本剰余金	846,938百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	1,964百万円
損益外減損損失累計額	2,061百万円
利益剰余金	1,405,294百万円
純資産合計	7,107,523百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - () 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - () 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) () の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- () 機構法
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - () 通則法
 - () 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - () 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。